ケアプランセンター　ライフイズ　重要事項説明書（居宅介護支援用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」（平成２４年１０月１０日兵庫県条例第３３号）第１７条に定める規定に基づき、この、指定居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1.　指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社Life is
代表者氏名	代表取締役　荻野　達也
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	兵庫県宝塚市川面五丁目２番８号 電話：0798-54-3555　ＦＡＸ：0798-54-3566
法人設立年月日	平成 26 年 7 月 31 日

2.　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンター　ライフイズ
介護保険指定事業者番号	２８７１１０３７７２
事業所所在地	兵庫県宝塚市鹿塩２丁目８－１３
連絡先 相談担当者名	電話：0798-54-3569　ＦＡＸ：0798-51-9877 管理者　　境　寛子
事業所の通常の事業の実施地域	宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況やおかれている環境等に応じて、本人及び家族の意向に沿った適切なサービスを利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービス提供事業者との連絡調整等を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮することとする。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供が行われるように計画の作成・事業所等との連絡調整に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。（祝日は営業日とする。） ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	管理者　境　寛子

職	職　務　内　容	人員数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤２名以上 非常勤２名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常　勤　0名 非常勤１名以上

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	介護保険適用有無	利用料 （月額）	利用者負担額 （介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の利用料金について」を参照下さい。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。）

3.　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は下記により請求いたします。 （１）事業所から片道１０キロメートル未満　　５００円 （２）事業所から片道１０キロメートル以上　　１，０００円

4.　利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回

※　ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事や、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが出来ますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　境　寛子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の２第１項 の規定に基づき、 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

・介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）

・介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

・介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等）

8. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受

けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。 感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

(1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備

(2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	(1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保障の概要	施設・事業活動遂行事故　1事故につき10,000万円まで（回数　無制限） 生産物・完成作業事故　10,000万円まで　他

11. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. 当事業所の介護サービス利用状況

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を以下のとおりお知らせします。

(1) 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	２７％
通所介護	２３％
地域密着型通所介護	１０％
福祉用具貸与	４０％

(2) 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

■前期　（令和8年3月～8月）　　□後期　　（令和7年9月～令和8年2月）

訪問介護	訪問介護ステーション ライフイズ ２６％	ほたるの里 １１％	ケアセンター にっけん宝塚Ⅱ １０％
通所介護	聖隷逆瀬台 デイサービスセンター ９％	癒しのデイサービス 伊丹 ７％	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 宝塚ちどり ７％
地域密着型通所介護	元気サポート スマイル・スマイル ４０％	デイサービス さざんか １１％	はんしんいきいき デイサービス ７％
福祉用具貸与	ケアサポートきらら １８％	宝塚育成事業所 ９％	LIFE　ONE 宝塚 ９％

13. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の　聞き取りや事情の確認を行う。

・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。

・相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する
・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアプランセンター　ライフイズ	(所在地)宝塚市鹿塩 2 丁目 8-13 (電話番号) 0798-54-3569 (ﾌｧｯｸｽ番号)0798-51-9877 (受付時間)8：30～17：30 月曜日～金曜日（土日・12/30～1/3 を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 宝塚市健康福祉部健康長寿推進室 介護保険課	(所 在 地) 宝塚市東洋町１番１号本庁１階 (電話番号)　0797-77-2136 (ﾌｧｯｸｽ番号)0797-71-1355 (受付時間)　9：00～17：00 月曜日～金曜日（土日祝・12/29～1/3 を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 西宮市　介護保険グループ	(所 在 地) 西宮市六湛寺町 10-3 (電話番号)　0798-35-3314 (ﾌｧｯｸｽ番号)0798-34-2372 (受付時間)　9：00～17：30 月曜日～金曜日（土日祝・12/29～1/3 を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 尼崎市福祉部介護保険事業担当	(所 在 地) 尼崎市東七松町 1-23-1 南館 2F (電話番号)　06-6489-6343 (ﾌｧｯｸｽ番号)06-6489-7505 (受付時間)　9：00～17：30 月曜日～金曜日（土日祝・12/29～1/3 を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 伊丹市福祉部地域福祉室介護保険課	(所 在 地) 伊丹市千僧 1-1 (電話番号)　072-784-8037 (ﾌｧｯｸｽ番号)072-784-8006 (受付時間)　9：00～17：30 月曜日～金曜日（土日祝・12/29～1/3 を除く）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	(所 在 地)　神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 (電話番号)078-332-5682 (ﾌｧｯｸｽ番号)078-332-5650 (受付時間) 8:45～17:15 月曜日～金曜日（土日祝を除く）

14. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	所　在　地	宝塚市鹿塩２丁目８－１３
	法　人　名	株式会社　Life is
	代 表 者 名	代表取締役　荻野　達也　　印
	事 業 所 名	ケアプランセンター ライフイズ
	説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	印

代理人	住　所	
	氏　名	印